

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年4月24日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。  
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

- 1. GIグレード 0件
- 2. GIIグレード 0件
- 3. GIIIグレード 3件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	4号機	タービン建屋天井クレーンのガータ(桁)内において、持ち主不明の洗浄液などのスプレー缶や潤滑油の缶等を確認した。当該スプレー缶等を回収・保管済み。今後、廃棄処理予定。	
2	7号機	原子炉建屋4階(非管理区域)床面の削孔(穴開け)作業時、埋設された自動火災報知器電線管を損傷させ、作業用冷却水が電線管に流入し別エリアに少量漏れ出たことを確認した。拭き取りを実施。なお、当該自動火災報知器の機能確保を確認済み。	
3	その他	500kV開閉所において、ブッシング防雪用カバーの一部にへこみを確認した。当該カバーの機能に問題ないことを確認。	